

# 住宅用火災警報器を設置しましょう

近年、住宅火災で死に至った原因として、「逃げ遅れ」によるものが増えており、火災による逃げ遅れ被害を防止するため、茨城西南地方広域市町村圏事務組合の火災予防条例により、新築住宅は平成18年6月1日から、既存住宅は平成23年6月1日までに警報器を設置することが義務付けられています。

設置する警報器の種類は煙式、場所は、原則として寝室と階段となります。下の設置例等を参照してください。

なお、警報器は、お近くのホームセンター及び防災設備取扱店でご購入いただけます。

## お問い合わせ

総務課行政・防災G

☎(84) 11111

内線211

茨城西南地方広域市町村

圏事務組合 消防本部予

防課 ☎(47) 0129

古河消防署五霞分署

☎(84) 0628

## 設置例

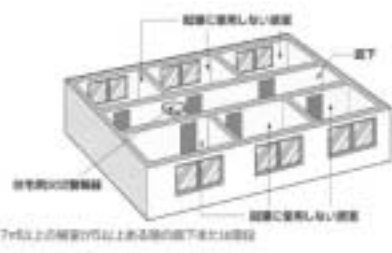
2階建てで2階に寝室・居室がある場合



2階建てで1階に寝室・居室がある場合



1つの階に居室が5以上ある場合



## 取付け位置

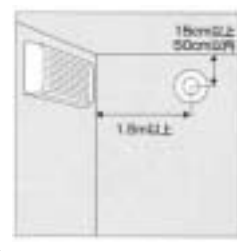
①壁又ははりから60cm以上離れた天井に面する部分



②天井から下方15cm以上50cm以内の位置にある壁に面する部分



③換気口等の空気吹き出し口から1.5m以上離れた位置



資料：住宅防火対策推進協議会、(財)日本防災設備安全センター

— 国勢調査はみんなで描く  
日本の自画像 —  
10月1日 5年に一度の  
国勢調査を実施します



10月1日現在で実施します国勢調査は、大正9年から始めたなかで、日本が人口減少社会となつて実施する最初の調査であり、日本の未来を考えるために欠くことのできない最新の人口・世帯の実態を明らかにする重要な調査です。

調査の結果は、児童福祉、高齢者の介護・医療、若者の雇用対策、地域の活性化など、私たちの暮らしのさまざまな分野で役立てられる基礎データになります。

10月1日現在で全国いっせいに  
行います「対象者」  
平成22年10月1日現在、日本国内にふだん住んでいるすべての人及び世帯を対象とします。外国人も対象です。

## 安心です① 「調査方法」

9月下旬から、総務大臣から委嘱を受けた調査員が各世帯を

訪問して調査票を配布します。記入していただいた調査票は、封筒に入れて封をしたうえで、調査員に渡していただくか、郵送で提出していただきます。

※記入した調査票の確認がなくなりません

前回(平成17年)実施しました調査では、記入した調査票を受領時に調査員が確認しましたが、今回からなくなりました。

## 安心です② 「個人情報保護」

調査員をはじめとする国勢調査に従事する者には、統計法によって、個人情報保護するための厳格な守秘義務が課せられています。

また、調査票に記入していただいた内容は、統計の作成以外に使用することはありません。

## 簡単です 「調査内容」

世帯員や世帯に関する項目について、お伺いします。

各世帯にお伺いする日程等の詳細については、広報9月号でお知らせします。

## お問い合わせ

企画財政課企画・情報G

☎(84) 11111内線221